

■基本財産担保提供承認申請書

一般的留意事項

- ★ 基本財産は法人存立の基礎となるものであり、これを担保に供することについては、法人が経営する社会福祉事業の継続及び法人の存続のため真にやむを得ない場合に限られるべきものです。
- ★ 承認の審査にあたっては、「担保提供の目的の妥当性」、「担保提供の必要性」、「担保提供方法の妥当性」、「担保提供に係る意思決定の適法性」等を考慮して判断します。
- ★ 事案によっては、下記添付書類一覧に記載のない資料を徴することがあり、また審査の結果承認されない場合があります。
- ★ 申請は必ず事前に行ってください。
- ★ 独立行政法人福祉医療機構への担保提供の場合及び独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関への担保提供の場合、本申請は不要です。
- ★ 民間金融機関への担保提供については、予め「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障発第890号・社援発第2618号・老発第794号・児発第908号、平成31年3月29日改正）別紙2「社会福祉法人定款例」第29条第3号による定款変更認可を受けた上で、貸付を受けて行う事業が、社会福祉施設整備であって、確実に実施されるものであるとする施設所管課の意見書を事前に福祉政策課に届け出た場合に限り、本申請は不要です。

基本財産担保提供承認申請書の添付書類

【作成上の注意】

- ア. 書類は、各2部作成してください（申請書及び添付書類の必要部数）。
- イ. 説明中、「原本」の記載があるものは提出部数中1部を原本とし、もう1部は写しを添付してください。

《添付書類一覧》

●必ず添付するもの

No.	書類名	説明
1	財産目録	前年度末日における財産目録
2	定款	

3	理事会の議事録 ※基本財産担保提供に係るもの ※評議員会の日時・場所及び議題・議案の決定に係るもの（基本財産担保提供に係るもの）	写し
4	評議員会の議事録 ※基本財産担保提供に係るもの	写し
5	担保物件の不動産登記全部事項証明書（登記簿謄本）	原本
6	担保物件の評価鑑定書	写し
7	借入金に係る貸付決定（内示）書	写し
8	金銭消費貸借契約書	写し
9	借入金年次償還計画書	
10	借入金年次償還財源贈与契約書	写し
11	借入金で行う事業の収支計算書	

○寄付金を償還財源とする場合に添付する書類

No.	書類名	説明
12	借入金年次償還財源贈与者の身分証明書、登記されていないことの証明書及び印鑑登録証明書	原本又は写し
13	借入金年次償還財源贈与者の所得証明書及び資産証明書	贈与者が法人である場合は、 ※当該法人の定款等（写し） ※寄附意思を表示する役員会議事録（写し） ※過去2年度分の収支決算書 ※法人登記の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（原本又は写し）

○法人の自己資金を償還財源とする場合に添付する書類

No.	書類名	説明
14	償還財源説明書	財源の出所及び償還額の根拠がわかる計算書
15	当該年度の収支予算書	
16	前年度の収支決算書	